

第22期第13回留萌海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和5年7月25日（火） 14時15分から

2 開催場所 はぼろ温泉サンセットプラザ 2階大ホール

3 議事事項

議案第1号

制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）
（たら固定式刺し網漁業（日本海海域））

議案第2号

第15次定置漁業権切替に係る留萌海区漁場計画の変更案について（答申）

議案第3号

海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について（答申）

議案第4号

「留萌海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」の廃止及び
「個人情報の保護に関する法律の施行に関する留萌海区漁業調整委員会規程」
の制定について

議案第5号

「北海道情報公開条例の施行に関する留萌海区漁業調整委員会規程」の一部改正
について

4 報告事項

- (1) 「留萌海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱」の一部改正について
- (2) 「留萌海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱」の一部改正について

5 その他

6 出席者

委員：今 委員、山田委員、石田委員、蝦名委員、加藤委員、今村委員、
祐川委員、石垣委員、前山委員、千葉委員、相内委員、太田委員
留萌振興局：神崎水産課長、沼田漁業管理係長、小野寺技師、吉中技師
留萌海区漁業調整委員会：三上事務局長、大川主任

7 議事録署名委員：祐川委員、相内委員

8 会議の顛末

三上局長： これより第22期第13回留萌海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたり、今会長からご挨拶を申し上げます。

議長： 海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、何かとご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、振興局からは、神崎水産課長をはじめ、職員の方々にご臨席いただき、厚くお礼申し上げます。さて、本日の議案では、知事から諮問されている定置漁業権の留萌海区漁場計画の計画案に対する答申がございます。後ほど事務局から説明させますが、海区委員会では、委員の皆様のご協力のもと、昨日と本日の2日間で計画案に対する意見を聞くための公聴会を開催しました。本日は、この意見内容などを踏まえまして答申するところでございます。この答申のあとは、漁場計画の告示を受け、免許申請、適格性の審査へと進みます。年始頃には免許予定とのことでありますが、定置漁業権は5力年の期間となりますので、十分にご審議を、よろしくごお願い申し上げます。さて、各地でお祭りなどのイベントが開催され、漁業の方でも、ウニ漁やなまこ漁の夏漁や定置網漁業の準備が始まるなど、浜が活性化する時期を迎えますが、水の事故や交通事故、熱中症などには、充分ご注意の上、お過ごし頂ければと、このように考えております。結びとなりますが、夏漁、秋漁が豊漁となりますこと、また、ご出席の皆様のますますのご健勝を祈念し、簡単ですが挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

三上局長： 今会長、ありがとうございました。次に本日のご出席いただいている来賓を紹介いたします。留萌振興局、神崎水産課長です。

神崎課長： 神崎です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣ですが、沼田漁業管理係長です。

沼田係長： 沼田です。よろしくお願いいたします。

三上局長： 後ろの席となりますが、小野寺技師です。

小野寺技師： 小野寺です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣ですが、吉中技師です。

吉中技師： 吉中です。よろしくお願いいたします。

三上局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしく
お願いします。

議 長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員14名の
うち、12名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立
いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私
から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、祐川委員と相内委員に
お願いいたします。それでは、議事に入らせて頂きます。議案第1号を上程
します。議案第1号の「制限措置の内容及び申請すべき期限等について」を
事務局から説明願います。

三上局長： 議案第1号について説明いたします。お手元の議案第1号資料の1ページ
をご覧ください。議案第1号の制限措置の内容及び申請すべき期間について、
こちらのとおり令和5年6月23日付け漁管第794号通知により、知事か
ら当委員会への諮問がありました。漁業名は「たら固定式刺し網漁業（日本
海海域）」です。知事許可漁業は、漁業法により、操業区域や許可等すべき
船舶の数等の制限措置を定めまして、この制限措置とともに申請期間などを
公示した上で許可をすることとなっております。この「制限措置」、「申請期
間」などを定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこと
とされております。おめくりいただきまして、折り込んである資料となりま
すが、ページ数でいいますと2ページから6ページとなりますが、こちらが
公示案でございます。たら固定式刺し網漁業の許可は、制限措置の（2）の
操業区域や（3）漁業時期、（6）の漁業を営む者の資格、これは住所要件
ですが、これらにより区分されております。このページの下段の3つ、制限
措置の（6）で「留萌振興局管内に住所を有する者」と記載されているいる
ものが留萌管内に関係する部分でございます。制限措置の（1）漁業種類か
ら（6）漁業を営む者の資格まで、現行の許可からの変更部分はありません。
資料の一番右、備考欄をご覧ください。備考欄の1として、許可の有効期間
は、令和5年11月1日から令和8年10月31日までとなっております。現行
と同じく3年となっております。備考欄の4として、許可に当たって付する
条件が記載されておりますが、こちらも現行と同じ内容となっております。
資料7ページには、許可等の基準を添付しております。こちらは公示数を上
回る申請があった際の審査基準として定めるものです。最後に参考資料とし
て、8ページ以降、当該漁業に係る許可等に関する制限措置等の取扱いなど
を添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。以上で
議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長： ただいま説明の、議案第1号について、ご意見、ご質問はありませんか。

蝦名委員： 資料の下段3つが留萌関係との説明でありましたが、これは、漁協毎で分

かれていますでしょうか。地区毎に分かれていますでしょうか。

三上局長： 地区毎に分かれておりまして、上から順に、天売、羽幌、増毛です。

議 長： 他にご意見、ご質問はありませんか。

委 員： （ありませんの声）

議 長： ご意見がなければ、議案第1号の「制限措置の内容及び申請すべき期限等について」は、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委 員： （異議なしの声）

議 長： それでは、そのように答申することを決定します。次に、議案第2号を上程します。議案第2号の「第15次定置漁業権切替に係る留萌海区漁場計画の変更案について」を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第2号について説明いたします。議案第2号資料の1ページをご覧ください。第15次定置漁業権の切替に向けて、4月24日開催の委員会で漁場計画の「振興局最終案」を審議し、水産林務部長に提出したところですが、これを基に知事から7月20日付けで漁場計画の変更案についての諮問がありました。この変更案について、昨日と本日の2日間で、漁業法64条第5項に基づき、管内各漁協において公聴会を開催しました。ご出席いただいた委員の皆様、ありがとうございました。本日、本委員会において、皆様に変更案をご審議いただき、知事に答申するものでございます。1枚おめくりいただきまして、折り込んでいる資料となりますが、資料2ページをご覧ください。資料の中身について説明する前に、今回の漁場計画の変更について、説明させていただきます。この漁場計画というものは、これまでの漁業権切替でも登場してきましたが、改正前の漁業法では、漁場計画について特段定めがありませんでしたので、共同漁業権の漁場計画、定置漁業権の漁場計画とそれぞれ漁業権毎に作成する対応としてきました。改正後の漁業法では、海区ごとに全ての漁業権の種類を含んだ「海区漁場計画」を定めることが規程されました。全ての漁業権とは、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権をすべて含んだものということとなります。ご承知のとおり、共同・区画漁業権は、本年5月に、すでに漁場計画を樹立しておりますので、このたびの定置漁業権の漁場計画の位置づけとしては、樹立済みの漁場計画に、定置漁業権分を追加することから、今回は漁場計画の変更ということとなります。それでは、資料2ページに戻ります。こちらが留萌海区漁場計画の変更案であります。下線を引いている部分が、定置漁業として加える部分となります。

なお、ここに記載されている内容につきましては、4月の海区委員会でご審議頂きました振興局最終案と様式は異なりますが、同じ内容でございます。資料の一番左の欄に区分という欄がございます。一番上の増毛のさけ定第1号が、区分(44)となっております。すぐ上の※に記載されておりますが、(1)から(43)までは、共同漁業権と区画漁業権でありまして、今回変更がないため記載を省略しており、今回記載しているものは、追加する定置漁業のみでございます。区分の(44)から(59)までが、さけ定置漁業、(60)がひらめ定置漁業であります。資料の右から2つ目の欄に項目であります条件につきましては、別紙のとおりとの記載となっております、この別紙は、おめくりいただいて資料3ページとなります。条件について、さけ定置は(1)から(7)まで、ひらめ定置は(1)から(4)まで、それぞれ記載のとおりであります。内容としましては、こちらも振興局最終案と同じであります。資料は、戻りまして2ページの下の方の記載内容をご説明します。2として、保全沿岸漁場に関する事項はございません。その他として、免許予定日は、令和6年の1月1日を予定しています。資料4ページからは、漁場図を添付しております。漁場図の内容は、現行の定置漁業権とすべて同じであります。最後に公聴会の結果について報告致します。昨日24日と本日、管内4箇所でご公聴会を開催しました。開催結果につきましては、公聴会記録を添付しております。昨日は、14時から新星マリン漁協本所において、また15時30分からは増毛漁協で公聴会を開催しました。また、本日は午前11時から遠別漁協で、さきほど午後1時30分からは、この会場で北るもい漁協関係分の公聴会を開催しました。公聴会記録に記載のとおり、いずれの地区も計画案に対し異議等はありませんでした。以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長： ただいま説明の、議案第2号について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員： (ありませんの声)

議長： ご意見がなければ、議案第2号の「第15次定置漁業権切替に係る留萌海区漁場計画の変更案について」は、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委員： (異議なしの声)

議長： それでは、そのように答申することを決定します。次に議案第3号を上程します。議案第3号の「海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について」を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第3号について説明いたします。お手元の議案第3号資料の1ページ

をご覧ください。令和5年7月19日付けで、北海道知事より海面における共同漁業権及び区画漁業の免許申請について諮問がありました。内容は、漁業法第69条第1項の規定により海面共同、区画漁業に係る免許申請があったことから、漁業法第70条の規定により海区委員会の意見を聴くものであります。諮問文の別添として免許申請一覧表が添付されております。資料の3ページから7ページが海面共同漁業、8ページ、9ページが海面区画漁業に係る申請一覧となります。今回ご審議いただくのは、令和5年5月31日付けで告示された、留萌海区漁場計画に係る海面共同、区画漁業の免許申請であります。告示された30件の共同漁業権、13件の区画漁業権の各漁場に対し、それぞれ免許申請がありました。道の書類審査では、いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、申請期間内に到達しており、適切に申請されています。次に、諮問を受けた当委員会での審議に係る関係法令を説明します。資料の2ページ、「免許申請時における海区漁業調整委員会の役割」をご覧ください。漁業法第70条の規定により、知事は同法第69条第1項の規定に基づく漁業の免許申請があった時は、海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっております。聴く内容としましては、「適格性を有しない者」及び「免許をしない場合」に該当するか否かに関しまして意見を聴くものであります。白丸の2番目となりますが、海区委員会として「免許しない場合」に該当する旨の意見を知事へ述べようとするときは、規定により、あらかじめ申請者に対して公開による意見の聴取を行ったうえで、意見を述べることとなります。この「免許をしない場合」については、漁業法第71条第1項に第1号から第4号まで規定されております。第1号は、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合、第2号は、知事が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合、第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、第4号は、免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同意がない場合と、規定されております。次に「適格性を有しない者」についてであります。個別漁業権の場合と団体漁業権の場合で適用する条項が変わります。このたびの対象漁場は、すべて団体漁業権であります。漁業法第72条第2項には、漁業協同組合が管理する共同漁業権及び区画漁業権の「団体漁業権」に関する適格性が規定されており、第1号は、区画漁業権の類似漁業権の場合の適格性として、組合員のうち、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であることとされております。第2号は、共同漁業権及び区画漁業権の新規漁業権の場合の適格性としてその組合員のうち、関係地区内に住所を有し一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるものとされております。資料3ページからの免許申請一覧表の内容について説明いたします。資料の左側の縦に項目が並んでおります。上から漁場番号、類似漁業権、新規漁業権の別とあり、今回はすべて

類似漁業権であります。その下申請者の住所、氏名とあり、その下は、申請時に添付する種類について、共同漁業権は9種類、8ページからの区画漁業権は14種類記載しております。なお、添付資料の中で、本日の委員会の審査に関連ある項目として、共同漁業権の添付書類の5番と6番、区画漁業権の添付書類の6番と10番がありますが、どの申請も適正もしくは該当なしとなっております。添付書類の下は、振興局の申請書受付日です。申請期限の最終日は7月10日となっております。最終日に提出されたものは受付時間まで記載されております。その下の備考欄は、基本的に空欄となっておりますが、7ページの共同漁業権29号、30号の申請者の欄で、ほか3名となっております。備考欄に、その3漁協の名称が記載されております。資料の一番下ですが北海道における審査状況が記載されております。いずれの申請も、適格性ありと審査されております。海区委員会では、申請者が漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否か、また、漁業法第72条の「適格性を有しない者」に該当するか否か、漁場番号毎に申請者1件ずつご審議いただくこととなります。それでは議長の進行によりまして、漁場番号毎の申請者1件ずつ審議をして頂きたいと思っておりますが、この審議に対しましては、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び72条の「免許の適格性を有しない者」について、「該当する」または「該当しない」など、ご意見についてハッキリと発言をして頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。議案第3号の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長： ただいま事務局から議案第3号について説明がありました。これから審査を行います。審査の前に、ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

委 員： （ありませんの声）

議 長： ただ今、事務局から説明ありましたが、先ず、共同から審議を始めます。審査調書に従い、順に審査して参ります。それでは、留海共第1号の増毛漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全 委 員： 異議なし。

議 長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海協第2号の新屋マリン漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第3号の新星マリン漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第4号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第5号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第6号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第7号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第8号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

いですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第9号の増毛漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第10号の増毛漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第11号の新星マリン漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第12号の新星マリン漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第13号の新星マリン漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第14号の新星マリン漁

業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第15号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第16号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第17号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第18号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第19号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第20号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海協第21号の遠別漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海協第22号の遠別漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第23号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第24号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第25号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第26号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第27号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共第28号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共29号の新星マリン漁業協同組合ほか3名については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、留海共30号の新星マリン漁業協同組合ほか3名については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。それでは、留海共第1号から第30号までのいずれの申請者も法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定して

よろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、区画漁業権の適格性について審査をいたします。それでは、増海区第1号の増毛漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、小平海区第1号の新星マリン漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、小平海区第2号の新星マリン漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、苫前海区第1号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、羽海区第1号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、羽海区第2号の北るもい漁業協

同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、羽海区第3号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、初海区第1号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、初海区第2号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、初海区第3号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、天海区第1号の北るもい漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、遠海区第1号の遠別漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。次に、遠海区第2号の遠別漁業協同組合については、法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、適格性ありと決定します。それでは、増海区第1号から遠海区第2号までのいずれの申請者も法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しないとして、適格性ありと判定してよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、議案第3号の共同漁業と区画漁業の免許申請については、いずれも適格性ありと決定して、知事に答申することによってよろしいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、そのように決定します。次に、議案第4号及び第5号を上程します。議案第4号の「留萌海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」の廃止及び「個人情報の保護に関する法律の施行に関する留萌海区漁業調整委員会規程」の制定について議案第5号の「北海道情報公開条例の施行に関する留萌海区漁業調整委員会規程」の一部改正について及び報告事項(1)、(2)は関連する内容ですので、一括で説明させていただきます。事務局から説明願います。

三上局長： 議案第4号、議案第5号いずれも委員会規程の案件でありまして、また、報告事項の(1)、(2)については、委員会規程に係る事務取扱要綱の一部改正であり、議案と関連しますので、これらを一括で説明いたします。まず議案第4号及び報告事項の(1)を説明いたします。議案第4号資料の1ページをご覧ください。「留萌海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程は、廃止する。」となっております。当委員会が定める関

係規程については、全て国や北海道の関係法令や規則等を準用することになっております。今回は、北海道の個人情報保護に関する条例が廃止になることから、この条例を基に制定している当海区の規程も廃止することとし、今後は、国の個人情報の保護に関する法律に基づき新たに制定するものであります。資料1ページが廃止に係る告示文書で本委員会です承された後、決裁を経て施行されます。1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。2ページが一番上の行となりますが、「個人情報の保護に関する法律の施行に関する留萌海区漁業調整委員会規程」を次のとおり定める。」とありまして、こちらは、先ほどの廃止する規程に代わって、新たに国の個人情報の保護に関する法律に基づき制定される規程になります。こちらも当委員会です承された後、決裁を経て施行されます。関連して報告事項(1)を説明いたします。報告事項(1)の「留萌海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱」の一部改正については、国の個人情報の保護に関する法律に基づき新たに制定する規程に併せて、要綱の記載の内容を改正するものであります。報告事項資料の1ページから30ページまでとなりまして、新旧対照表として改正箇所をアンダーラインで表示しておりますので後ほど、お目通し願います。続きまして、議案第5号及び関連する報告事項(2)を説明いたします。議案第5号の「北海道情報公開条例の施行に関する留萌海区漁業調整委員会規程」の一部改正については、この度、北海道情報公開条例とともに道の関係規則が改正されたことから、当委員会の規程も改正し、併せて、この規程に基づき定めている事務取扱要綱も改正するというものであります。具体的には、議案第5号資料の1ページの新旧対照表の中段にありますとおり、北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告という事項が新設された事などが追加しております。関連して報告事項の(2)の事務取扱要綱は、取扱いに配慮すべき個人情報の明確化を図るため、関係条項の追加や修正による一部改正を行うものであります。資料については修正箇所が一目で判る様、アンダーラインを引いた新旧対照表にして添付してございますので、後ほど、お目通し願いたいと思います。以上、大変簡単ではありますが、議案第4号、議案第5号、報告事項(1)、(2)の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長： ただいま説明の、議案第4号、第5号及び報告事項(1)、(2)について、ご意見、ご質問はありませんか。

委 員： (ありませんの声)

議 長： ご意見がなければ、議案第4号、第5号及び報告事項(1)、(2)については異議がないものと認め、案のとおりとしたいと思いますが、宜しいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： それでは、そのように決定します。

議長： 最後に、その他として、委員の皆様から何かありませんか。

委員：（ありませんの声）

議長： 事務局から何かありますか。

三上局長： ありません。

議長： 他に、ありますか。

委員：（ありませんの声）

議長： 特に無いようですので、それでは、これを持ちまして、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。

三上局長： 今会長どうもありがとうございました。以上で本日の委員会を終了いたします。

《閉 会》

14時40分